

栃薬会第 457 号
令和 4 年 3 月 1 日

保険薬局 開設者 様
管理薬剤師 様

一般社団法人 栃木県薬剤師会
会長 渡 邊 和 裕

薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府の令和 3 年度補正予算による新型コロナウイルス感染症患者等への支援として実施いたしました「薬局における薬剤交付支援事業」につきましては、令和 4 年 2 月配送分までで支援事業は終了し、今般、新たな実施要綱が示され令和 4 年 3 月配送分以降の事業が開始されます。

つきましては、別添の「薬局における自宅療養等の患者に対する薬剤交付支援事業の実施に当たっての留意点」（令和 4 年 2 月 25 日 日本薬剤師会）をご覧のうえ、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 配送等の実施状況の報告

- ①令和 4 年 3 月 1 日以降、薬剤の配送を行った薬局は、月ごとの配送等に要した費用等を【別紙】「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧 v3」（Excel ファイル）に記入し本会宛にメールでご提出ください。

（提出先メールアドレス：mail@tochiyaku.com）

- ※【別紙】「電話等による服薬指導等及び配送等の実施状況の一覧 v3」（Excel ファイル）は、本会ホームページからダウンロードしてください。

栃木県薬剤師会ホームページ：<http://www.tochiyaku.com/>

- ②薬局における 0410 事務連絡に基づく検証のために必要な情報収集のため、実施状況は、本事業の補助対象ではないもの（0410 対応）も含め、上記【別紙】様式に概要を記載して提出してください。

- ③月ごとの提出期限は、翌月 5 日とします。

- ④事業の終了が令和 4 年度末であることから、令和 5 年 2 月末日分までの配送が対象です。ただし、実施期間の途中で予算の上限に達した場合はその時点で終了いたします。

2. 費用の精算時期

令和 5 年 2 月末日分までの事業実施後に精算いたします。

（一社）栃木県薬剤師会 事務局
TEL：028-658-9877
E-mail:totivaku@fine.ocn.ne.jp